

朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）市民説明会の 実施結果について

○概要

- ・朝霞地区4市（朝霞市、志木市、和光市、新座市）では、令和5年度に朝霞地区4市共用火葬場設置検討協議会を設置し、令和5年度と令和6年度の2か年度で、共用火葬場設置基本構想について、検討してきた結果を「朝霞地区4市共用火葬場設置基本構想（素案）」として取りまとめて、市民説明会を実施しました。

○日時・参加者

日時	会場	参加者数	朝霞市	志木市	和光市	新座市	その他
10月22日（火） 午後6時30分～7時30分	宗岡公民館 ホール	25	2	21	—	1	1
10月24日（木） 午後7時～8時	宮戸市民センター ホール	41	33	5	—	2	1
10月26日（土） 午前10時～11時15分	内間木公民館 会議室	44	40	2	1	—	1
10月26日（土） 午後1時～2時	志木市役所 大会議室3-3	25	2	18	—	1	4
10月28日（月） 午後6時～6時30分	新座市役所 301会議室	15	5	2	—	6	2
10月29日（火） 午後7時～7時35分	和光市役所 603会議室	17	3	3	6	3	2
合 計		167	85	51	7	13	11

○説明会の様子

- ・10月22日（火）宗岡公民館



- ・10月24日（木）宮戸市民センター



- ・10月26日（土）内間木公民館



- ・10月26日（土）志木市役所



※和光市・新座市の写真はありません。

○主な質疑応答

Q 1. なぜこの土地を選定したのか。

A 1. 4市の公有の土地で検討してまいりましたが、大規模の公有地（志木地区衛生組合所有）で将来254バイパスからアクセスが可能であることや、火葬場の施設規模からこの土地に収まる等のことから候補地としました。また、民有地の場合は、用地買収等に相当な時間がかかってしまうことから、公有地で検討したものです。

Q 2. 今後、火葬場を設置する事業を進めていく中で法の手続きはどうなるのか。

A 2. 主な手続きとしては、都市計画法に基づき都市計画決定を志木市で行う必要があります。また、建築基準法に基づく建築確認申請を埼玉県又は指定確認検査機関に申請する必要があります。

さらに、志木市墓地等の経営の許可等に関する条例等の手続きが必要です。

Q 3. 候補地は墓地、埋葬等に関する法律に抵触するのではないのか。

A 3. 墓地、埋葬等に関する法律では、知事に許可権限がありますが、市に権限移譲されています。志木市墓地等の経営の許可等に関する条例では、火葬場の設置場所は住宅等からの距離が300メートル以上でなければならないとありますが、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認める場合は建設可能であり、本案件はこれに該当する見込みであると判断しています。

Q 4. 火葬場の浸水対策はどのように考えるのか。

A 4. ハザードマップを参考に土地の嵩上げや止水板等の措置を考えていますが、詳しくは基本計画で検討してまいります。

Q 5. 火葬場の設置するときに周辺の洪水対策はどのように考えているのか。

A 5. 候補地については、浸水対策や洪水対策について基本計画や設計の中で、雨水貯留施設の設置等を検討し、地域への影響を与えないよう検討してまいります。

Q 6. 煙突から煙は出るのか。市民への影響はどう考えているのか。また、匂いはどうなのか。

A 6. 煙については、基本的に高温での燃焼のため目につきませんが、冬季は水蒸気が曇って白く見える場合があります。臭いについては、臭気指数を基準値以下に抑えられるよう、導入する設備等を検討してまいります。

Q 7. 新宮戸橋から大型車などが通行できるようになるのか。

A 7. 朝霞市から新宮戸橋を渡った志木市側の道路下に独立行政法人水資源機構が所有する浄化水路が埋設されており、耐荷重に伴う通過制限があるため、大型車両の通行ができないようポールが立っています。

現在、水資源機構と大型車両が通行するための方法について協議をしているところです。

Q 8. 国道254バイパスはいつ頃開通するのか。

A 8. 実施主体の埼玉県に確認していますが、具体的な竣工時期についてはお聞きできておりません。

Q 9. 工事費には資材の値上がりや人件費の高騰分を含めて見積もっているのか。

A 9. 工事費につきましては、先進事例をもとに令和6年6月現在での金額で算出しています。今後、事業を進めた場合、その都度、工事費を精査してまいります。

Q10. 概算経費に土地代が入っていないが、いくらぐらいで購入する予定か。

A10. 購入する場合には、土地の鑑定評価をし、積算することになりますが、まだ鑑定を実施していないため、金額をお示しすることはできません。

Q11. 事業費の4市の費用負担割合は決まっているのか。

A11. 現在のところ、決まっておりませんので、今後、検討することになります。

Q12. 利用料金は決まっているのか。

A12. 現在のところ、決まっておりませんので、今後、検討することになります。

Q13. スケジュールをもっと短縮（早期整備）できないか。

A13. 業者選定に係る募集要項の作成、都市計画決定手続、一部事務組合への事務移管等もあり時間が掛かると考えております。

Q14. 近接の小中学校で保護者説明会をするのか。

A14. 今回の基本構想では保護者説明会を行っておりませんが、学校長をとおして情報提供を行っております。

Q15. この説明会だけではなく、今後進めていく中で、市民へ説明会等を行うのか。

A15. 基本構想が決定しましたら、基本計画を策定していくこととなりますが、今後、基本計画を策定することになりましたら、市民の皆様のお声を聴くことができるよう、時期や方法について検討してまいります。